



平成19年5月15日

各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田 150 番地3  
G M B 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 会 長 松 岡 信 夫  
(コード番号：7214 大証第二部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 阪 口 有 一  
(TEL 0745-44-1911)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、平成19年6月22日開催予定の第45期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

会社法の施行により新たに認められた各種制度等のうち、以下の事項について当社定款変更するものであります。

- ① 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するための規定、変更案第9条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。
- ② 株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とするため、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ③ 補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第33条第3項および第4項を新設するものであります。
- ④ 上記の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月22日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成19年6月22日（金曜日）

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (新設)</p>	<p>第2章 株 式 <u>(単元未満株主の権利)</u> 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、以下 に掲げる権利以外の権利を行使することが 出来ない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権 利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当 を受ける権利</p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結 計算書類に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めるところに従 いインターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供したもの とみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法) 第14条 (条文省略) 2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権 を行使できる株主(実質株主を含む。以下同 じ。)の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2以上をもっ て行う。</p>	<p>(決議の方法) 第16条 (現行どおり) 2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権 を行使できる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の3分の 2以上をもって行う。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の任期) 第31条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設)  (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠 監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4 年以内に終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会の開始の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の 任期は、退任した監査役の任期の満了する時 までとする。ただし、選任後4年以内に終了 する最終の事業年度に関する定時株主総会 終結の時を越えることはできない。</p>

(注) 条数のみの変更についての記載は省略しております。

以 上